

特集Ⅱ
Special Edition

市職員の給与と人事

詳細 行政監理室 Ⅱ(32) 6182

「地方公務員法第58条の2」および「苦小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づき、市職員の給与や勤務状況などと公平委員会の業務状況について、市民の皆さんに概要をお知らせします。

給与の決定

苦小牧市職員の給与は、生計費をはじめ、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮した「苦小牧市一般職の職員の給与に関する条例」で定められています。これら給与に関する予算は毎年、市議会の審議を経て決定しています。

職員を適正に配置

市職員の定数は、国が示した定員モデルや他市の状況、市の行政需要を考慮して適正な配置に努めています。



1 任用の状況

職員の定数は「苦小牧市職員定数条例」で定められています。平成24年4月1日現在の職員数は1千778人で、平成23年4月1日と比較して18人の減となっています。

1 職員数

部門	区分	職員数(人)		対前年増減(人)
		24年度	23年度	
一般行政部門	議会	12	12	0
	総務	194	211	△17
	税務	71	70	1
	民生	200	193	7
	衛生	90	91	△1
	労働	4	4	0
	農林水産	6	6	0
	商工	20	19	1
特別行政部門	土木	116	97	19
	小計	713	703	10
	教育	171	174	△3
	消防	229	223	6
公営企業等会計部門	小計	400	397	3
	病院	469	456	13
	水道	84	81	3
	交通	0	32	△32
	下水道	45	46	△1
	その他	67	81	△14
合計	665	696	△31	
合計		1,778	1,796	△18

※職員数には、特別職、苦小牧港管理組合派遣職員、臨時職員、非常勤職員は含まない

2 採用者数と退職者数 【平成23年度】

	採用者数(人)	退職者数(人)
一般部局	63 (23)	70 (22)
市立病院	42 (0)	41 (0)
消防	13 (6)	7 (6)
教育委員会	1 (12)	15 (11)
合計	119 (41)	133 (39)

() は再任用職員で外数

※平成23年4月1日から24年3月31日までの新規採用者及び退職者

3 勤務時間その他勤務条件の状況

平成24年4月1日現在の一般職員の勤務時間、平成23年度の年次有給休暇平均取得日数、育児休業・介護休暇取得者数は次のとおりです。

1 一般職員の勤務時間

【平成24年4月1日現在】

週の勤務時間	38時間45分
勤務日	月曜日～金曜日
勤務時間	8時45分～17時15分
休憩時間	12時00分～12時45分

※本庁勤務の場合。2交代や3交代の場合は週38時間45分を原則に割り振り
※休憩時間は、労働基準法で定められている休憩時間

2 年次有給休暇平均取得日数

【平成23年度】

10.2日	1年度20日付与、現年度分のみ20日を限度に繰越しが可能
-------	------------------------------

3 育児休業、介護休暇取得者数

【平成23年度】 単位：人

区分	育児休業	介護休暇
男性	0	1
女性	26	1
計	26	2

1 服務規律確保の取り組み

【平成23年度】

取り組み	コンプライアンス	綱紀保持など
内容	平成23年7月に「コンプライアンス指針」を策定し、基本的な事項を意識して、信頼される職員を育成することなど	綱紀の保持、安全運転の励行と交通事故・違反の防止などの周知徹底
周知方法など	職員の各階層別を実施するコンプライアンス研修と、管理職による職場研修の実施	所属長または職員に対する通知

服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない(地方公務員法第30条)。また、職員には、以下のことが求められています。●法令などと上司の職務上の命令に従う義務 ●信用失墜行為の禁止 ●秘密を守る義務 ●職務に専念する義務 ●政治的行為の制限などに関する規定の遵守

2 服務の状況

平成23年度の服務規律確保の取り組みは次のとおりです。